



感染性胃腸炎が発生したら

保育施設等

- 園内で感染性胃腸炎が疑われる事例が発生したときは、感染症対策の管理者を中心に、感染拡大防止のため、迅速・適切な対策をとる必要があります。
- 貴施設内で発生している感染性胃腸炎等の拡大防止のため、当センター職員が訪問の上、対策方法の確認や助言をさせていただきます。
- また、終息が確認できるまで、日々の状況についてご報告いただき、継続的に関わらせていただきます。

電話や訪問にて、以下の内容につき確認させていただきます。

感染拡大防止のため、状況を確認した上で対策等の助言をさせていただきます。

1. 発生状況について（電話にて概要を聞き取らせていただきます）

- 在籍人数（クラス別人数）、職員数、調理従事者人数
- 初発状況（発症日、症状、発症場所）
- その後の発生状況（発症日、症状、発症場所）
- クラス毎の発生状況
- 職員、調理従事者の発症の有無
- 重症者の有無（入院治療など）
- 受診者の確認（診断名、検査結果など）
- 施設内嘔吐、下痢の有無

2. 関係機関等への連絡

- 園医への連絡

施設内での状況を伝え、適切な指示を受けてください。

- 保護者へのお知らせ

発生状況や感染拡大防止策について、書面や掲示でお知らせください。

- 港北区福祉保健センターへの相談（健康づくり係 TEL:540-2362）

感染症が疑われる場合は、福祉保健センター健康づくり係へ早めに連絡し、対応をご相談下さい。

- 港北区福祉保健センターへの報告（こども家庭支援課 FAX:540-2426）

報告の目安は次の通りです。「感染症等発生報告書」様式をご使用いただき、こども家庭支援課へFAXにてご報告ください。

<福祉保健センターへの報告の目安> （横浜市こども青少年局 保育・教育運営課）

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の2割以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ④ 「感染症法に定める感染症（1～3類）及び麻疹」については1人でも発生及びその疑いがある場合
第4類及び第5類については集団生活において感染拡大の可能性がある場合

3. 福祉保健センター訪問時、ご提供いただきたい資料

- 在籍人数（クラス別人数）、職員数、調理従事者人数
- 有症状者一覧（利用者・職員・調理従事者）
- 施設の見取り図
- 行事予定
- 過去2週間分の献立表（給食・おやつ）
- 利用者・職員・調理従事者の健康観察表
- 本件に関する施設への相談・苦情の有無
- 施設版感染症対応マニュアル
- 保護者向けお知らせ

ご準備いただいた資料を基に、以下についてもうかがいます。

- 現在、施設で講じている対策について確認、助言
- 消毒方法の確認、不十分な点があれば助言
- 今後の行事予定の確認
- 検便検査への協力依頼（原因となっている病原体を確定するため）

4. 翌日以降の発生状況の報告

- 窓口となる連絡担当者を決めてください。
- 日々の状況報告をお願いします（午前9時30分までに）。
- 「感染症等発生報告書」様式をご使用いただき、健康づくり係あてにFAXにてご報告ください。
- 最後の発症者から72時間経過しても新規患者が発生しない、あるいは有症状者数が日常レベルになったら終息となり、報告は終了となります。

連絡先

(1) 港北区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係

【感染症全般】

電話：045-540-2362（平日8:45～17:15）

FAX：045-540-2368

(2) 港北区福祉保健センター 生活衛生課 食品衛生係

【食中毒が疑われる時】

電話：045-540-2370（平日8:45～17:15）